

# 東京都における社会貢献活動団体との協働

～ 協働の推進指針 ～

平成 13 年 8 月

東京都

## 協働の推進指針を策定するにあたって

近年、物質的豊かさだけでなく心の豊かさが重視される中で、多くの都民が、自分の意欲や能力を社会の中で活かしたいと、ボランティアとして、あるいは、社会貢献活動団体に参加して活動するようになりました。

特に、平成10年12月には、社会貢献活動を行う団体の法人格取得について定めた特定非営利活動促進法（NPO法）が施行され、社会貢献活動を担う新たな事業体として特定非営利活動法人（NPO法人）が活動を開始し、活動の場を広げています。

このような中、行政が単独で行うよりも、社会貢献活動団体と協働し、その特性を活かすことで、多様化する都民ニーズに効果的に対応できる場合があります。

これまで、東京都の協働の相手は、ボランティアやボランティア団体が中心でしたが、NPO法人が年々増加していることから、NPO法人との協働の機会が様々な領域で広がっていくものと考えられます。

しかし、東京都の現状では、社会貢献活動団体の特性を活かした協働が十分になされているとはいえません。その要因として、社会貢献活動や協働事業に関して、情報の収集・提供体制や職員の理解が十分でないことなどが考えられます。

一方、社会貢献活動団体は、財政規模、活動実績、事業遂行能力などに大きな差があり、これらの団体の全てが協働の相手に適しているとは必ずしもいえません。

こうした現状を踏まえ、社会貢献活動団体との協働を全庁的に推進していくために、協働に関する基本的考え方、協働相手の選定など各部局の事業に協働の手法を取り入れるための進め方及び協働を推進するための環境づくりを示した、協働の推進指針を策定するものです。

なお、今後、具体的に協働を推進していく中で生じる課題やNPO法の改正の動きをはじめとした社会環境の変化を踏まえ、この指針を必要に応じ見直します。

平成13年8月

## 目 次

<b>第 1 社会貢献活動団体との協働に関する基本的考え方</b>	
1 社会貢献活動団体とは -----	1
2 社会貢献活動団体との協働 -----	1
3 協働を進める基本的な考え方 -----	3
4 協働によって期待される効果 -----	4
5 協働になじむ事業 -----	5
6 協働の現状と課題 -----	5
<b>第 2 協働事業を行う際の留意点 -----</b>	<b>6</b>
<b>第 3 社会貢献活動団体との協働の推進指針</b>	
指針の概要 -----	7
指針 1 協働にふさわしい事業の検討や既存事業の見直しにおける協働 -----	8
指針 2 効率的で効果的な協働形態の選択 -----	10
指針 3 事業に最も適した協働相手の選定 -----	14
指針 4 協働事業実施後の評価とフィードバック -----	16
指針 5 情報の公開と協働推進体制の整備 -----	18
指針 6 協働に関する職員の理解促進 -----	22
<b>第 4 社会貢献活動の支援の方向 -----</b>	<b>24</b>
<b>第 5 東京都における協働の推進の今後の取り組み -----</b>	<b>26</b>
<b>資料編</b>	
資料 1 特定非営利活動促進法の概要 -----	29
資料 2 特定非営利活動法人の現状と課題 -----	31
資料 3 東京都知事認証特定非営利活動法人の活動事例 -----	33
資料 4 東京都における協働事業及び市民活動促進事業一覧 -----	34

### コラム 目次

コラム 1 NPO、NPO法人制度 -----	2
コラム 2 行政、企業、社会貢献活動団体のサービス -----	4
コラム 3 新しい協働例...アドプトシステム -----	11

# 第1 社会貢献活動団体との協働に関する基本的考え方

## 1 社会貢献活動団体とは

社会貢献活動とは、「営利を目的とせず、公益の増進に寄与することを目的として、市民が主体的に取り組む活動」を指します。

この指針では、協働の相手となる社会貢献活動団体を、「社会貢献活動を継続的に行う民間非営利団体」とします。

しかし、社会貢献活動団体は、その活動分野、財政・組織の規模、活動実績、事業遂行能力などが様々で、全ての社会貢献活動団体が協働の相手となりうるわけではありません。

また、行政と一定の距離を置いて主体的に活動する団体、あるいは、必要以上に行政との関係を望む団体など、様々な団体が存在するという現状を十分意識して協働する必要があります。

なお、社会貢献活動団体には、宗教活動や政治活動を主な目的とする団体、特定の個人や団体の利益を目的とする団体は含まれません。

## 2 社会貢献活動団体との協働

行政と社会貢献活動団体との協働は、相互の立場や特性を認め、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向け、サービスを提供するなどの協力関係をいいます。

例えば、東京都がNPO法人と協定を結び都立公園の花壇管理を行ったり、NPO法人と実行委員会を組織しイベント等を実施したり、NPO法人に委託してエイズ電話相談事業を行う形態などが協働としてあげられます。

## NPO

NPO (Nonprofit Organization) とは、民間の非営利組織のことで、福祉や環境、国際協力、人権問題などの社会的な課題に、市民が主体的に取り組んでいる組織を指します。

この「非営利」とは、「無償」で事業活動を行うことではなく、利益（剰余金）を団体の構成員間で分配しないことを意味しています。

したがって、民間の非営利組織が有償でサービスを提供したり、金銭のやりとりを伴う事業を行ったり、有給のスタッフを擁したりすることは一般的です。

## NPO法人制度

今まで民間の非営利組織は、法人格を取得することが困難だったため、団体名で契約できないなど活動する上で不都合が生じていました。このため、民間の非営利組織が法人格を取得できる途を開き、社会貢献活動の健全な発展を促進し公益の増進に寄与することを目的として、「特定非営利活動促進法（NPO法）」が平成10年12月に施行されました。

この法人制度では、資本金や基本財産を要件とせず、書類審査による手続きで法人格を取得することができます。したがって、個々の特定非営利活動法人（NPO法人）の信用は、法人の活動実績、情報公開等により自らが築き上げていく制度となっています。（資料1「特定非営利活動促進法の概要」29頁参照）

平成13年8月3日現在、全国のNPO法人認証数は4,568団体、東京都知事認証数は1,019団体となっています。

### 3 協働を進める基本的な考え方

#### (1) 協働による多様な都民ニーズへの対応

都民の多様化するニーズには、法律や予算に基づいて公平・均一的なサービスの提供を中心として行う行政や利益追求を目的とする企業だけでは、十分な対応が難しくなっています。

一方、公益・非営利の分野で、自主的・自発的な社会貢献活動が活発になっています。

こうした社会の変化の中、都民に直接的な関わりがある行政サービスにおいて、社会貢献活動団体と協働し、その専門性や柔軟性、機敏性などの特性を活かすことで、より利用者のニーズに沿ったサービスの提供が可能になります。

#### (2) 協働による行政の体質改善

現在のサービス内容や手法などを検討することにより、社会貢献活動団体と協働した方が都民ニーズにより合致することが明らかになる場合があります。

また、協働する際には、社会貢献活動団体の考え方や活動にも直接触れ、社会貢献活動団体と行政の仕事の進め方の違いなどがわかります。

このようなことから、事業のあり方や職員の意識などに関し、行政の体質改善につなげる契機とすることができます。

## 4 協働によって期待される効果

### （行政にとっての効果）

社会貢献活動団体の特性を活かすことにより、多様化するニーズに対応できるようになります。

異なる発想・行動原理を持つ組織である社会貢献活動団体との協働によって、行政体質の改善の契機となります。

事業の見直しなどにより、行政の効率化が図られます。

### （社会貢献活動団体にとっての効果）

自らの特性を活かしながら、理念や使命をより効果的に実現することができるようになります。

会計処理や事業報告などを適切に行う必要が生まれ、責任ある体制でサービスが提供できるようになります。

協働領域の広がりによって、新たな活動の場が広がります。

### （都民にとっての効果）

きめ細かで柔軟なサービスを受けられるようになります。

行政への関心が高まり、都政が都民に身近になります。

多様なキャリアを持つ都民の活躍の場や新しい雇用の機会が拡大します。

## コラム 2

### 行政、企業、社会貢献活動団体のサービス

行政には、平等性・公平性・継続性・安定性などの特性があります。多くの人々に長期間にわたって同様なサービスを提供できますが、多様な都民ニーズに個別に対応することは困難です。

企業は、自発性・機敏性・先駆性などの特性を持ち、消費者の多様なニーズに対応することができますが、利益の確保が活動の基本であることから、ニーズがあっても採算の取れないサービスの提供は困難です。

社会貢献活動団体の特性には、自発性・先駆性・多様性・専門性・機敏性・個別性などがあり、多様な住民ニーズに、柔軟かつ迅速に対応することが可能です。しかし、継続性や安定性に欠ける部分があります。

## 5 協働になじむ事業

協働という事業手法は、都民の生活に直接的な関わりがあり、社会貢献活動団体の特性を活かせる事業に適しています。

例えば、以下のような、機敏性や先駆性、専門性などの特性を活かしやすい公共施設のサービス事業など、都民に身近な事業の場合に有効と考えられます。

都立公園の花壇の管理を地域住民により組織された団体が行うなど、公共の施設のサービスに社会貢献活動団体の地域性や柔軟性を活かすことで、その施設を都民が利用しやすくなる場合

行政単独では対応しにくい分野において、先駆的に活動している社会貢献活動団体と協働することで、事業効果をあげられる場合

行政にはない専門性を持つ社会貢献活動団体と協働することで、行政の足りない部分が補われ、都民ニーズに応えることができる場合

災害時において、機敏性を持つ社会貢献活動団体と協働することで、迅速な対応ができる場合

## 6 協働の現状と課題

### (1) 協働の現状

生活文化局が、平成12年10月に行った協働事業実施状況調査によると、東京都の社会貢献活動団体との協働事業数は45事業です。内訳は、共催8、実行委員会・協議会17、事業協力8、委託8、情報提供・情報交換4となっています(34頁参照)。このうち、協働の相手がNPO法人である事業は15あります。

### (2) 協働を進める上での課題

社会貢献活動団体との協働が進まない理由として、協働相手としての社会貢献活動団体が未成熟なこともあります。また、団体の実態が把握できていないこと、協働事業に関する情報が不足していること、職員の協働に対する理解が十分でないこと、などが考えられます。



## 第2 協働事業を行う際の留意点

### (1) 公平性の確保

社会的に信頼のおける相手と効果的な協働を行うには、情報公開や組織運営・経理の適正性、活動実績等の客観的基準による協働相手の選定などにより、協働事業における公平性を確保する必要があります。そのためには、協働事業の内容を公開するなど、協働事業をより開かれたものにしていく必要があります。

### (2) 協働相手となる社会貢献活動団体の選定

#### 事業遂行能力の確認

社会貢献活動団体の実態は、規模、組織力、経験、運営状況など様々であり、その事業遂行能力も千差万別です。このため、的確な情報収集などに努め、協働事業を確実に実施できる団体を選定することが重要です。

#### 事業目的の共有化

社会貢献活動団体は、幅広い分野で、多様な理念・使命に基づいて主体的に活動しています。協働するときは、協働の相手となる団体と事業目的が共有できるかどうか重要です。

#### 目的達成のための相互協力の意志

行政と社会貢献活動団体が、共有化された事業目的の達成のために、相互に協力する意志があることが重要です。

#### 事業における責任

行政と社会貢献活動団体それぞれが、都民に対して責任を持って協働事業を進めることが重要です。

### (3) 協働事業や協働相手の見直し

同一団体との協働を安易に継続すると、互いに依存感が高まって、事業の効果的な展開を困難にしたり、さらには、特定の団体の既得権益化につながる恐れもあります。そのため、協働事業を行う際は、協働相手を含めた事業の見直しを絶えず行うことが大切です。

協働相手や協働事業の見直しには、事業目標・役割分担・責任・事業期間等について、協定書の作成などにより、相互に確認しておくことが必要です。

### 第3 社会貢献活動団体との協働の推進指針

協働は、事業を行う手法のひとつであることから、協働そのものを目的として導入するものではなく、協働に適した事業に導入することが大切です。

協働は、協働事業の検討・実施・評価のそれぞれの場面で、可能なところから進めるなど、事業の実態に即して弾力的に取り組むことが必要です。

#### 指 針 の 概 要

##### 協働事業の検討

**指針1**  
協働にふさわしい事業の検討や既存事業の見直しにおける協働

##### 事業実施局

・新たな協働事業の検討や、既存事業の協働化に向けての検討において、協働の手法を取り入れます。

##### 生活文化局

・社会貢献活動団体に関する情報の収集・提供を行います。

##### 協働事業の実施

**指針2**  
効率的で効果的な協働形態の選択

##### 事業実施局

・効率的で効果的な協働となるよう、適切な協働の形態を選択します。

##### 生活文化局

・協働マニュアルを作成するとともに、協働の新しい形態や他の自治体での協働の事例などの情報を提供します。

**指針3**  
事業に最も適した協働相手の選定

##### 事業実施局

・社会貢献活動団体の活動内容・実績、事業遂行能力、財政状況等を検討し、事業目的に最も適する協働相手を選定します。

##### 生活文化局

・適切な協働相手が選定できるよう、社会貢献活動団体に関する情報の収集・提供を進めます。

##### 協働事業の評価

**指針4**  
協働事業実施後の評価とフィードバック

##### 事業実施局

・協働事業実施後、社会貢献活動団体の特性を活かしたかなどの評価を行い、意見交換をします。

・評価結果のフィードバックを行います。

##### 生活文化局

・事業実施局が評価しやすいよう、協働事業評価チェックシートを作成します。

##### 協働を進めるための体制・環境づくり

**指針5**  
情報の公開と協働推進体制の整備

##### 事業実施局

・各局は、総合窓口と連携・協力しながら、協働事業を推進していきます。

##### 生活文化局

・協働事業や社会貢献活動団体の情報の一元化、情報公開、各局との調整のため、総合窓口を設置します。

**指針6**  
協働に関する職員の理解促進

##### 事業実施局

・各局は、総合窓口と連携して、社会貢献活動団体や協働に関する職員の理解を深めます。

##### 生活文化局

・職員の理解を深めるため、公開講座の実施や職員のボランティア活動の推進などを行います。

## 指針 1

### 協働にふさわしい事業の検討や既存事業の見直しにおける協働

新たな協働事業の検討や既存事業の協働化に向けての検討において、社会貢献活動団体との協働の手法を取り入れていきます。

#### 背景

##### (サービスの質や量を高める協働)

行政と社会貢献活動団体は、ともに公益・非営利の領域で活動していますが、事業により協力できる場合もあれば、対立または競合する場合があります。一般的には、行政と社会貢献活動団体それぞれが独自に活動していますが、事業によっては、協働することで、サービスの質や量をさらに高めることができます。

#### 協働事業検討の視点

協働事業を検討するにあたっては、次の視点が必要です。

##### 1 新たな協働事業の検討の場合

行政が実施すべき事業か

予定する協働事業に都民の高いニーズがあるか

協働によって、迅速性・弾力性・専門性などを発揮したサービスを提供できるか

協働する場合の費用と行政が直接実施する場合の費用の比較 など

##### 2 既存事業の見直しの場合

協働によって、より都民ニーズにあったサービスの提供ができるか

協働によって、サービスの質・量が高まるか

実施方法は効率的か など

##### (事業目標の設定)

協働事業を検討・実施する場合は、都民ニーズを的確に把握した上で、事業の具体的な目標を設定することが必要です。

事業目標を設定する際に、日常の実践活動を通じて都民の多様な声を集積した社会貢献活動団体から意見を聞くことも、都民ニーズを把握する有効な手段のひとつです。

### (協働化の視点を加えた行政評価の実施)

東京都が行政評価を実施する際、協働化の視点から既存事業を検証し、見直すことが有効です。

### **進め方**

#### 1. 新たな協働事業の検討における協働

新たに協働事業を検討する場合は、社会貢献活動団体の意見を聞くなど、協働の手法も取り入れていくことが有効です。

#### 2. 既存事業の協働化への検討

都において行政評価を実施する際、社会貢献活動団体との協働によって、より効果的、効率的にならないかという視点からも既存の事業を検証し、見直していきます。

### **具体的な取組例**

#### 社会貢献活動団体に関する情報収集・提供

各部局が協働事業を検討する際の参考とするため、生活文化局では市民活動団体基礎調査や協働事業実施状況調査などにより、NPO法人を中心に社会貢献活動団体の活動内容等の情報を収集・提供します。

#### 既存事業の協働に向けての検討

行政評価制度などにおいて、既存の事業を見直す際、社会貢献活動団体との協働によって、より効果的、効率的な事業とならないかという視点からも検証していきます。また、既存事業の協働化検討調査票なども作成し、活用していきます。

## 指針 2

### 効率的で効果的な協働形態の選択

協働事業の具体化にあたっては、効率的で効果的な協働事業が可能になるよう協働の形態を選択します。

#### 背景

##### (様々な協働形態)

社会貢献活動団体との協働事業を具体化する際、様々な協働形態の中から、それぞれの事業目的・内容に最もふさわしい協働形態の選択が求められます。

##### 主な協働形態

###### 都が実施主体の一員となる形態

...共催、実行委員会・協議会、事業協力など

###### 都が直接の実施主体とならない形態

...委託など

###### その他の形態

...情報提供・情報交換など

#### 進め方

##### 1. 適切な協働形態の選択

適切な協働形態を選択するにあたっては、事業目的の実現のために、最も効率的で効果的な形態の選択が重要です。あわせて、どのような形態であっても、その役割分担や経費負担を明確にする必要があります。

##### 2. 協働にあたっての社会貢献活動団体への支援

共催や事業協力のような協働の形態では、役割分担を明確にし、必要な場合には、機材や場などを都が提供して、協働をしやすい環境をつくることも必要です。

##### 3. 新しい協働形態の検討

今後、様々な分野で協働が行われることで、より高いレベルの事業成果を得るために、新たな協働形態が生み出されることが考えられます。

したがって、この指針で紹介する形態にとらわれず、それぞれの事業に最もふさわしい形態を検討し導入することも必要です。

## 新しい協働例...アドプトシステム

アドプトシステム（アドプトプログラム）とは、住民がその地域にある道路や河川などの公共施設の里親（adopt：養子縁組）となって清掃や植生管理などを行い、行政は必要な用具の貸与や傷害保険の負担、活動団体の掲示、敷地や施設の一部を活用させることなどのインセンティブを与えるもので、まちづくり参加を広げる手法の一つとして注目されています。

## 4. 協働の形態

## (1) 共 催

社会貢献活動団体と行政等が主催者となって共同で一つの事業を行う協働形態です。社会貢献活動団体と共催することで、行政にはない専門性や社会貢献活動団体の持つネットワークを活かすことができます。

## 【ポイント】

事業の検討段階から社会貢献活動団体と協働し、事業目的の明確化と情報の共有化を図ることが大切です。

相互の役割分担、経費負担などの取り決めが重要です。

社会貢献活動団体側にも主催者としての社会的責任が求められます。

## (2) 実行委員会・協議会

社会貢献活動団体と行政等で構成された「実行委員会」・「協議会」が主催者となって、事業を行う協働形態です。それぞれの特性を活かせるよう、構成メンバー間で役割分担を定めることが重要です。

## 【ポイント】

共催の場合と同様です。

## TOKYO 地球市民フェスタ

## 生活文化局文化振興部

都・区市・NPO法人などを中心に組織された実行委員会が、世界の現状を考え、地球市民の意識を高めるためのセミナーなどを実施し、在住外国人や都民との交流の場にもなっています。当日の運営にはボランティアが参加しています。

参加団体の持つ互いのノウハウを活用することで、交流・連携を図っています。

### (3)事業協力

社会貢献活動団体と行政との間で、それぞれの特性を活かす役割分担を取り決めた協定書を締結するなど、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う協働形態です。

#### 【ポイント】

協定書では、目的、役割分担、責任、経費分担、協定の有効期間のような項目を取り決める必要があります。

#### 蘆花恒春園花の丘花壇管理に関する協定

東京都東部公園緑地事務所（建設局）

都立蘆花恒春園花の丘の花壇の管理についてNPO法人と協定を締結し、NPO法人が花壇の種まきや清掃、花壇管理への都民参加の受け入れ等を行っています。

近隣住民のボランティアの手で管理されていることから、地域の注目も高く、ボランティアが行うイベントへの参加者も多くなり、公園利用の幅が広がりました。

### (4)委 託

行政が社会貢献活動団体に対して、協働になじむ業務を委託する協働形態です。行政にはない専門性・先駆性や社会貢献活動団体の持つネットワークが求められるような事業に有効です。

#### 【ポイント】

コンペ方式では、社会貢献活動団体の持つ専門性などの特性が発揮された企画が期待できます。

#### エイズ電話相談

衛生局医療福祉部

エイズに関する相談員の研修・教育体制を備えている専門的な社会貢献活動団体に、エイズ電話相談業務を委託しています。

#### 【協働の効果】

エイズ患者・HIV感染者を含む都民の様々なエイズに関する相談への対応が可能になり、行政だけでは効果をあげることが難しい事業を行うことができます。

#### (5)情報提供・情報交換

行政が、社会貢献活動団体から協働事業の提案を受けたり、都民ニーズや協働事業に関する意見を聞いたりする場合も協働の一つといえます。

双方が持っている情報を提供し合うことにより、情報収集の効率化、情報の共有化が図られます。

##### 【ポイント】

社会貢献活動団体と行政がお互いの立場を尊重し、建設的な意見交換を行うことが大切です。

#### 具体的な取組例

##### 協働の具体的な進め方などについての情報提供

各部局が協働に取り組みやすいよう、協働形態毎の具体的な取組手法や留意点などをまとめた「協働マニュアル」を作成します。

##### 新しい協働形態についての情報収集・提供

よりよい協働形態の検討・導入を促進するため、各部局や他の自治体での新しい協働形態の情報を収集・提供します。



### 指針 3

## 事業に最も適した協働相手の選定

協働事業を実際に進める際には、事業目的に最も適する協働の相手を選定し、事業を実施します。

### 背景

#### (協働の相手の選定)

都内では、多くの社会貢献活動団体がさまざまな活動をしています。協働事業を効果的に進めるには、これらの団体から、事業目的に最も適した協働の相手を選定することが求められます。

### 進め方

#### 1. 事業場面に応じた協働相手の選定

協働事業の検討や実施の場面により、協働の相手は異なる場合があります。事業の検討では、都民ニーズを十分に把握し、事業の企画能力のある社会貢献活動団体を選定することが望ましいといえます。一方、協働事業の実施では、円滑な実施という観点から、事業遂行能力のある相手を選定することが必要です。

そのため、適切な協働相手を選定できるよう、社会貢献活動団体に関する情報の収集・提供を進めます。

#### 2. 適切な協働相手の選定

社会貢献活動団体は、様々な組織規模で多様な活動を行っていることがその特徴のひとつです。NPO法人を例にとると、年間の財政規模は数万円から十数億円と幅が広く、事業遂行能力、活動実績、運営状況など多種・多様な法人が存在しています。

協働の相手を具体的に決定する際には、数多くの社会貢献活動団体の中から活動実績を検討して絞り込むことが有効です。その上で、事業遂行能力や財政状況などを検討し、協働事業を着実に進め質の高いサービスが提供できる団体を選定していく必要があります。

また、協働相手の選定にあたっての基準や選定結果等についても情報公開を行い、選定の公平性を維持していくことも必要です。

#### **協働相手の選定のポイント**

協働相手を選定する際には、次のようなポイントに着目して検討する必要があります。

活動内容・実績  
事業遂行能力  
財政状況  
団体運営の透明性  
会員数、事務局体制      など

#### **具体的な取組例**

##### **社会貢献活動団体に関する情報収集・提供**

NPO法人が毎年提出する事業報告書・収支計算書などや協働事業実施状況調査などにより、協働相手の選定に必要な社会貢献活動団体の情報を収集・提供していきます。

##### **行政との協働意向を持つ社会貢献活動団体についての情報収集**

都と協働する意向のある社会貢献活動団体からプロフィールや活動実績等の情報を収集し、情報提供していきます。

## 指針 4

### 協働事業実施後の評価とフィードバック

協働事業実施後、社会貢献活動団体の特性を活かしたかなどの評価を行い、その評価結果のフィードバックを行います。

#### 背景

##### （協働事業の評価の必要性）

社会貢献活動団体との協働によって提供したサービス内容が、その事業目的を十分達成するものであったかなどについて、評価する必要があります。

##### （評価結果のフィードバック）

評価の結果、課題があることが明らかになった場合は、次の協働事業の検討・実施の場面で改善し、事業に反映することが求められます。

#### 進め方

##### 1. 事業実施後の評価

協働事業実施後においては、具体的なサービス内容に関する目標を達成できたかなど、「協働事業評価チェックシート」などを利用して評価をします。事業実施の担当部署と社会貢献活動団体が意見交換を行い、その評価結果を次の事業に反映させていきます。

##### 2. 協働の評価項目

一般的な事務事業の評価項目に加え、協働の評価項目には、社会貢献活動団体の特性を活かしたか、協働形態や協働相手の選定は適切だったかなどの項目を入れていきます。

特に、同一団体との協働が継続して行われる場合、互いの依存感の高まりにより団体の自主性・自発性を損なったり、特定の団体の既得権益化を招いたりするなどの弊害が生じやすくなります。そのため、こうした弊害を防止するよう、協働事業が効率的・効果的だったかなどの視点で評価をしていきます。

「協働事業評価チェックシート」に  
想定される評価項目

協働という手法を採用したことの適否  
目標設定の妥当性  
目標達成度  
協働相手の妥当性  
社会貢献活動団体の持つ特性の発揮度  
情報交換など意思疎通度  
採用した協働形態の妥当性  
費用対効果  
その他

### 3. 評価結果の活用

協働事業について、総合的な視点からの評価を行い、その結果に基づき、協働事業や協働相手を見直すことが必要となります。

#### 具体的な取組例

##### 協働事業評価の実施

生活文化局では、協働事業を評価する際に活用できるよう、「協働事業評価チェックシート」を作成します。

## 指針 5

### 情報の公開と協働推進体制の整備

協働事業の情報の公開を進めていきます。また、全庁的な協働の拡充を目指し、社会貢献活動に関する情報収集・提供体制を整備していきます。

#### 背景

##### （協働事業に関する情報の公開）

協働に対する都民の理解を深めるとともに、社会貢献活動団体が東京都と協働事業を行いやすくするために、協働事業の実施状況の情報を積極的に公開していく必要があります。

##### （協働事業を着実に進めるための環境づくり）

協働事業を各部署で進めていくためには、協働マニュアルを作成するなど、協働を推進していくための環境づくりが必要です。

##### （協働事業や社会貢献活動団体に関する情報収集・提供体制）

協働を進めるために、各部局が行っている協働事業や社会貢献活動の現状を把握することが必要となります。

そのため、全庁的に情報を把握し、協働を推進していく体制づくりが必要となります。

#### 進め方

##### 1. 協働事業の進め方の透明性

協働の相手先の選定基準や選定方法などの情報を、積極的に公開し、事業の公開性・透明性を高めます。

##### 2. 「協働の推進プラン」による取り組み

全庁的に協働事業を推進していくために、「協働の推進プラン」(26 頁参照)に基づき、協働を推進するための環境づくりに取り組んでいきます。

### 3. 協働を全庁的に推進していく体制の整備

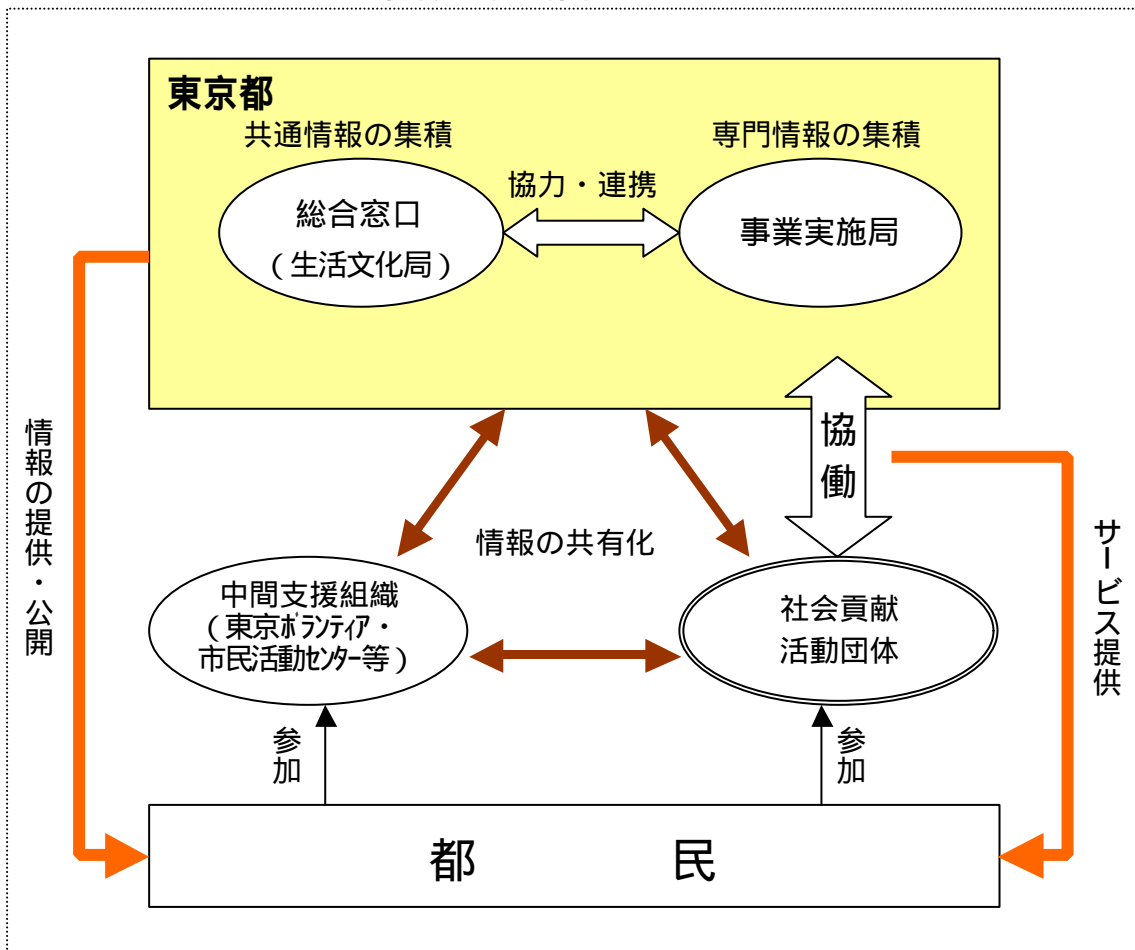
各部署で協働を着実に進めることができるよう、全庁的に協働を推進していく仕組みが必要となります。市民活動に関する総合的な窓口（総合窓口）を設置するとともに、各局と協力・連携しながら、協働事業を推進していきます。

### 4. 総合窓口による情報の一元化と情報公開

総合窓口においては、各局の協働事業や社会貢献活動団体に関する情報を、一元的に収集・整理・提供していきます。その内容をホームページに掲載することで、都民が簡単にアクセスできるようにします。

また、総合窓口には調整機能を持たせ、公開した情報に関して寄せられた社会貢献活動団体の意見を各局に提供します。

協働の推進体制のイメージ



## 総合窓口の主な事業

### 協働事業実施状況調査の実施

協働事業の実施状況を調査し、広く情報提供するとともに、協働事業を推進するための基礎資料として活用します。

### 社会貢献活動団体に関する情報収集・提供

インターネットなどを活用して、社会貢献活動団体に関する情報を収集し、各局をはじめ広く提供していきます。

### 協働意向を持つ社会貢献活動団体の情報収集

東京都と協働する意向がある社会貢献活動団体から、団体のプロフィールや活動実績などの情報を収集し、各局に提供します。

### 「協働マニュアル」の作成

各局が協働事業を進める際のテキストとして、協働形態毎の具体的な取組手法や注意点を掲載した「協働マニュアル」を作成します。

### 公開講座の開催

社会貢献活動関係者の講演や「協働マニュアル」の解説を中心とする公開講座を開催します。

### 協働事業事例集の作成

事業実施部署が協働事業を行う際の参考資料として、区市町村や東京都で行われている協働事業の事例集を作成します。

### 中間支援組織との意見交換会の開催

協働事業の推進に向けて、中間支援組織（社会貢献活動団体の運営・活動に関する連絡・助言・援助を行う団体）との意見交換を行います。

### 具体的な取組例

#### 協働事業に関する全庁的な情報収集・提供

各局の協働事業の実施状況などの情報を、全庁的に収集し、これらの情報をホームページに掲載します。また、協働事業の推進に向けて、東京ボランティア・市民活動センター等の中間支援組織と情報交換を行います。

#### 総合窓口の設置

生活文化局に総合窓口を設置し、協働事業に関する情報を提供し、あわせて、社会貢献活動団体からの協働に関する相談に応じます。また、総合窓口には各局との調整機能を持たせ、総合窓口に寄せられた社会貢献活動団体の意見を各局に提供します。

また、総合窓口と各局は協力して計画的に協働事業を推進していきます。

#### 社会貢献活動団体に関する情報収集・提供

都内の社会貢献活動団体を対象にした基礎調査を実施するなど、社会貢献活動団体に関する情報の収集・提供を行います。また、中間支援組織との連携を密にし、情報の収集に努めます。



## 指針 6

### 協働に関する職員の理解促進

多様なサービスの提供主体である社会貢献活動団体や協働の必要性について、職員の理解を深めます。

#### 背景

##### （社会貢献活動団体や協働に関する理解の必要性）

東京都の協働事業はまだ少ないのが現状です。その大きな要因として、行政・社会貢献活動団体双方の情報不足により、お互いの理解が進んでいないことが考えられます。

職員が、社会貢献活動団体や協働についての理解を深めることは、協働を進めるために必要です。また、社会貢献活動団体に、行政の特性や東京都の事業の進め方などを理解してもらうことも大切です。

#### 進め方

##### 1．社会貢献活動団体の特性等に関する理解の促進

行政は平等性・公平性・均一性・継続性・安定性といった特性を持つのに対し、社会貢献活動団体には、自発性・先駆性・多様性・専門性・機敏性・個別性といった特性があります。

また、社会貢献活動団体は、理念・使命のもとに多様な分野で様々な活動を行い、その組織や活動の形態、活動実績なども千差万別です。

このため、社会貢献活動団体の果たしている役割や特性・実態、都政における協働の必要性について、職員の理解を深めていきます。

##### 2．協働による理解の促進

協働に関する公開講座の開催や、社会貢献活動団体への派遣研修、職員のボランティア活動の推進において、社会貢献活動団体の協力を得ながら、職員の理解を深めていきます。

### NPO法人への派遣研修

横浜市

横浜市では、企業等派遣研修の一環として、行政と市民とのパートナーシップを学ぶことを研修テーマに、中間支援組織であるNPO法人への派遣研修を行いました。

この派遣研修で研修生は、民間非営利組織の職員と自治体職員の立場や考え方の違い、相互の特性を活かした協働・連携の重要性や協働を推進する上での課題を学ぶとともに、NPO法人が直面する運営上の課題についても理解を深める機会となりました。

### 具体的な取組例

#### 協働をテーマとする職員研修の実施

社会貢献活動や協働に関する公開講座の開催、社会貢献活動団体への派遣研修、「協働マニュアル」の作成を行い、職員の協働に関する理解を深めます。

#### 職員のボランティア活動の推進

社会貢献活動団体はボランティアによって支えられている面が多いことから、職員自らが、ボランティア活動を行うことで、社会貢献活動に対する理解を深められます。都におけるボランティア休暇制度の普及を図り、職員のボランティア活動を推進します。

## 第4 社会貢献活動の支援の方向

### 1 社会貢献活動を行いやすい環境づくり

社会貢献活動団体が地域において様々なサービスの担い手として活動していくことは、市民の社会参加や地域の活性化につながり、豊かな活力ある社会を築いていくために重要な役割を果たすものです。

しかし、日本の社会貢献活動団体は、組織面や活動面において、多くの課題を抱えています。

東京都が実施した「特定非営利活動促進法施行後の市民活動団体の現状と課題に関する調査報告書」(平成12年7月)によると、活動資金の不足や活動メンバーの確保、活動場所の不足が社会貢献活動団体の課題としてあげられています。

もちろん、これらの課題解決のためには、社会貢献活動団体が自らの力で組織強化を図り、ボランティアや会員、寄付者など多くの都民の支持を得、安定した団体運営を行える体質になるよう努めることが大切です。

しかし、社会貢献活動団体を取り巻く社会環境などがまだ十分でないことから、東京都では、社会貢献活動団体の主体性・自主性を尊重し、広域的な立場から、こうした団体が活動しやすい環境づくりを進めていきます。

#### 具体的な取組例

##### 人材養成・紹介・あっ旋

中間支援組織を通じて、経理・財務・法律分野におけるノウハウを持つ企業退職者などを、団体運営の事務支援スタッフとして養成し、社会貢献活動団体に紹介・あっ旋する事業を進めます。

##### 資金確保に対する社会的支援のあり方の検討

市民活動支援のため、基金への民間資金の確保策や基金による支援対象の拡大策など、新たな社会的支援のあり方について検討します。

##### 企業との連携、企業に対する働きかけ

社員が積極的に社会貢献活動ができるよう、企業におけるボランティア休暇・休業制度を奨励・促進するとともに、経営者向けボランティアセミナーの開催などの事業を進めていきます。

## **2 東京ボランティア・市民活動センターなどにおける支援事業の充実**

「東京ボランティア・市民活動センター」は、NPO法人の設立・運営への相談や専門的人材の育成をはじめ、様々な分野の団体との交流やネットワークづくりを行い、広域的な民間の中間支援組織として、社会貢献活動を支援しています。

東京都は、福祉や環境などの個別の領域を越えた総合的・広域的な中間支援組織である「東京ボランティア・市民活動センター」などへの支援により、情報提供・人材育成をはじめ他の中間支援組織とのネットワークづくりを進めていきます。

### **具体的な取組例**

#### **情報収集、ネットワークの強化**

社会貢献活動に関する情報の収集・提供事業と、社会貢献活動団体の活動分野別の広域的ネットワーク化への支援事業を充実していきます。

#### **人材養成及び社会貢献活動への支援の充実**

団体の管理・運営などに関するノウハウを持つ人材の養成事業や、NPO法人格取得に関する相談事業を充実し、社会貢献活動に対する支援に取り組みます。

#### **社会貢献活動団体の自己評価システムの検討**

社会貢献活動団体の社会的な信頼性を高め、運営体制の強化や事業の改善を図るための自己評価システムを検討します。

## **3 区市町村との連携**

都民に身近で直接的なサービスを提供する区市町村の方が協働の領域は広いといえます。そのため、区市町村で行う協働事業を拡充していくために、東京都としても区市町村と連携を強めていきます。

### **具体的な取組例**

#### **区市町村に対する協働事業に関する情報の提供**

区市町村で行う協働事業の拡充のために、区市町村や都が実施している協働事業事例集を作成して、協働事業に関する情報の提供を行っていきます。

#### **区市町村職員を対象とした研修の開催**

区市町村職員を対象とする社会貢献活動支援担当者セミナーなどを開催するとともに、都の職員向けの公開講座への参加も呼びかけていきます。

## 第5 東京都における協働の推進の今後の取り組み

東京都では、下記の協働の推進プランに基づき協働事業を着実に推進していきます。

### 1 協働の推進プラン

区 分		主 な 取 り 組 み
ステップ1 (協働を推進するための環境づくりの取り組み)	平成13年度	1 総合窓口の設置 2 「協働マニュアル」の作成 3 市民活動団体基礎調査の実施 4 協働事業実施状況調査の実施 5 協働意向を持つ社会貢献活動団体の情報収集 6 既存事業の協働に向けての検討 7 公開講座の開催
ステップ2 (協働事業の推進に向けた取り組み)	平成14年度	1 協働事業事例集の作成 2 協働事業評価チェックシートなどを活用した評価 3 中間支援組織との意見交換会の開催 4 区市町村における協働の推進支援  ステップ1の取り組み(1～3を除く)を継続して実施
	平成15年度 以降	以上の取り組みを継続して実施

## 2 推進プランの主な取組内容

### ステップ1

- 1 総合窓口の設置  
生活文化局に市民活動担当の総合窓口を設置し、社会貢献活動団体に関する情報の収集・提供や各局の協働事業を総合的に収集・整理・提供します。あわせて各局との総合調整機能を持たせます。
- 2 「協働マニュアル」の作成  
協働の形態別の具体的な取組手法や留意点などをまとめたマニュアルを作成して、協働事業を推進していきます。
- 3 市民活動団体基礎調査の実施  
都内で活動する社会貢献活動団体を中心として、団体の活動分野、実績、財政規模などの調査を行います。
- 4 協働事業実施状況調査の実施  
各局が取り組む協働事業の現況を調査し、協働の推進のための基礎資料とします。
- 5 協働意向を持つ社会貢献活動団体の情報収集  
都と協働する意向のある社会貢献活動団体のプロフィールや事業内容等の情報を収集し、協働相手となる団体の選定に役立てます。
- 6 既存事業の協働に向けての検討  
既存事業を対象に、行政評価制度などにより、協働できるかどうか検討していきます。
- 7 公開講座の開催  
社会貢献活動関係者の講演や「協働マニュアル」の解説を中心とした公開講座を開催します。

### ステップ2

- 1 協働事業事例集の作成  
各局・区市町村が協働事業を実施する際に役立つよう、区市町村や東京都が行っている協働事業の事例集を作成します。
- 2 協働事業評価チェックシートなどを活用した評価  
「協働事業評価チェックシート」などにより、協働相手の妥当性や社会貢献活動団体の特性の発揮度等についても評価し、より良い協働事業の実施を目指していきます。
- 3 中間支援組織との意見交換会の開催  
中間支援組織と協働事業の推進に向けて意見交換を行います。
- 4 区市町村における協働の推進支援  
区市町村職員を対象として、社会貢献活動支援担当者を対象とした研修を開催するとともに、都の職員向けの公開講座への参加を進めていきます。

平成 13 年 8 月 発行

登録番号(13)59

東京都における社会貢献活動団体との協働  
～ 協働の推進指針 ～

東京都生活文化局都民協働部市民活動推進課  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号  
東京都庁第一本庁舎 24 階北側  
TEL 03-5388-3166 FAX 03-5388-1331

ホームページ <http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp>  
電子メール [S0000667@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000667@section.metro.tokyo.jp)